個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知及び監督)

- 第3条 受注者は、この契約による事務に従事する者(資料等の運搬に従事する者を含む。 以下「従事者」という。)に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関 して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない こと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその 他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 2 受注者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。 (適正管理)
- 第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、減失、改ざん及び損傷 の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (再委託の禁止)
- 第5条 受注者は、この契約による事務の全部又は一部について第三者に再委託をしては ならない。ただし、受注者は、あらかじめ委託先及び委託の範囲を発注者に報告し、発 注者の書面による承諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。
 - 2 前項ただし書の規定により再委託する場合においては、受注者は、この契約により 受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、この契約による事務の処理のために個人情報を収集するときは、当該 事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければ ならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による事務の処理 のために取り扱う個人情報を目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。 (複写又は複製の禁止)
- 第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による事務を処理 するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製し てはならない。

(資料等の授受、運搬及び保管)

第9条 受注者は、発注者の提供する個人情報を記録した資料等の授受、運搬及び保管を する際は、盗難等に対する安全確保策を講ずるとともに、電磁的記録の資料等は、暗号 化等の個人情報の漏えい防止対策を講じなければならない。

(資料等の返還)

第10条 受注者は、この契約による事務の処理のために、発注者から提供を受け、又は 受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約による 事務処理の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとし、発注者の承諾を得て 行った複写又は複製物については、消去又は廃棄をしなければならない。 (個人情報記録媒体の管理)

- 第11条 受注者は、個人情報の保護のためセキュリティ担当者を置かなければならない。 2 受注者は、個人情報を記録した媒体(パソコンのハードディスク、CD-R、CD-RW、 DVD、USBメモリー、カートリッジ MT 等をいう。)の管理について、下記のとおり取り扱わなければならない。
 - (1) 媒体は、施錠できる定められた場所に保管すること。
 - (2) セキュリティ担当者の許可なく、受注者の施設外へ媒体を持ち出さないこと。 (個人情報記録媒体の搬送)
- 第12条 受注者は、個人情報記録媒体を搬送する場合は、下記のとおり取り扱わなければならない。
 - (1) 媒体は搬送ケースに入れ、施錠し、相手先に直接引き渡す。
 - (2) 搬送は2名で行うこと。
 - (3)搬送の途中で目的地以外には立ち寄らない。やむを得ず目的地以外に立ち寄る場合は、搬送者が媒体から離れない。
 - (4) 受注者は、発注者の承諾がある場合に限り、宅配業者による搬送を行うことができる。この場合において、受注者は、宅配業者の選定、搬送方法等についてセキュリティの確保が図られることを充分に確認しなければならない。
 - (5) 媒体は、暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で搬送する。

(個人情報記録媒体の廃棄)

- 第13条 受注者は、発注者の指示又は承諾により複写し、又は複製した媒体を廃棄する場合は、下記のとおり取り扱わなければならない。
 - (1) パソコン、サーバ等のハードディスクについては、データ消去専用ソフト若しくは 専門業者によるデータ消去又は物理的な破壊を行う。
 - (2) CD-R、CD-RW 等かの媒体については、物理的な溶解又は破壊を行う。

(事故発生時における報告)

第14条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が発生し、又は発生する おそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(検査等の実施)

第15条 発注者は、受注者がこの契約による事務を処理するに当たっての個人情報の取扱状況について必要があると認めるときは、受注者に対し報告を求め、又は検査することができるものとする。

(契約の解除)

第16条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、 この契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17条 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、 発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託 先の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも同様とする。